

## 島原市入札監視委員会設置要綱

### (設置)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項の規定に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針第2の1の（2）に定める入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保する為の第三者機関として、島原市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 公共工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (2) 委員会が抽出した公共工事に関し、一般競争入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由及び落札者決定の経緯等についての審議を行うこと。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、市が行う入札及び契約事務の監視に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験等を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、審議のため必要があるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会は、非公開とし、委員会の議事概要は、これを公表する。

(意見の具申又は報告)

第6条 委員会は、第2条各号の事務に関し審議した場合において、改善すべき事項等があると認めるときは、市長に対して意見の具申を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申を行ったときは、改善等の状況についての報告を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に係る事項の審議に加わることをできない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。